

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和元年6月5日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1800109号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(脱) 第1900002号

第1 結論

昭和37年2月1日から昭和40年5月21日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和17年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和37年2月1日から昭和40年5月21日まで

私のA社及びB社に係る厚生年金保険の被保険者期間は、脱退手当金の支給済期間となって
いるが、私は、厚生年金保険を脱退した覚えはなく、脱退手当金を受け取ったこともない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の脱退手当金は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から3年6か月後の昭和43年11月22日に支給決定されており、当該支給決定日は、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和41年3月21日から2年8か月経過していることからも、事業主が請求者の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

また、婚姻等による改姓後に脱退手当金を請求する場合、請求者本人が脱退手当金を請求したとすれば、通常改姓後の姓で請求され、それに伴って厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿等」という。)の氏名変更処理がされるものと考えられるが、請求者は、B社における厚生年金保険の被保険者資格喪失後の昭和40年7月7日に婚姻しているにもかかわらず、請求者に係る被保険者名簿等は旧姓のままであることから、請求者が当該脱退手当金を請求したものとも考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は請求期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1800110号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第1900010号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和42年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年6月1日から平成13年5月頃まで

私は、請求期間において、A社に在籍し、B事業所、C事業所及びD事業所へ派遣され、バッグ売場で勤務していた。給与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、A社に在籍し、B事業所、C事業所及びD事業所へ派遣され、バッグ売場で勤務していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成16年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元代表取締役に照会を行ったものの、請求者の請求期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している上、同社の関連会社であったE社は、A社に係る人事記録等の資料は保管していないと回答していることから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間当時にA社に厚生年金保険被保険者記録があり、その者の同記録において、E社又はE社F支店で被保険者資格を取得している23名に照会し、6名から回答又は陳述があったが、請求者のことを知る者はおらず、請求者の請求期間に係る勤務実態を確認することができない。

さらに、請求者が請求期間当時の派遣先事業所であったとするB事業所、C事業所及びD事業所は、請求期間当時の派遣社員に係るタイムカードなどは保管しておらず、請求者が請求期間において勤務していたことを確認することができない旨回答している。

加えて、請求者は、A社に在籍していた当時の給与について、時給制であったと思うと陳述しているところ、請求期間当時、同社の派遣元責任者で社会保険の担当であった者は、派遣社員で給与が時給制であった者は社会保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している上、同僚から提出された同社に係る募集要項においても、時給制であった者は社会保険に加入させないこととしていたことが確認できる。

また、請求者のA社における雇用保険の加入記録は確認できない上、G公共職業安定所から提出された請求期間直前の事業所に係る支給台帳全記録照会（回答）によると、請求者は、平成12年6月21日に求職の申込みを行って以降、同年10月27日に雇用保険の失業等給付が終了となるまでの間において、求職者給付の基本手当等を受けていたことが確認できる。

なお、オンライン記録によると、請求者は請求期間を含む平成12年6月1日から平成14年10月16日まで国民年金に加入し、請求期間当時において、国民年金保険料を納付していることが確認できるほか、請求者が請求期間当時に居住していたH県I市の回答によると、請求者は、請求期間を含む平成12年6月1日から平成14年8月16日まで国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1800111号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1900011号

第1 結論

請求期間について、請求者のA地区涉外労務管理事務所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正13年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和26年7月1日から昭和30年5月1日まで

私は、請求期間においてA地区涉外労務管理事務所が管轄する駐留軍キャンプBで食堂のボイとして継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、昭和30年5月1日を資格喪失日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間においてA地区涉外労務管理事務所が管轄する駐留軍キャンプBで食堂のボイとして勤務していたと主張している。

しかしながら、A地区涉外労務管理事務所の資料を管理するC地区防衛事務所は、請求者の請求期間における在籍及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料がない旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、請求期間に駐留軍キャンプBで一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、同僚に請求者に係る照会ができる上、A地区涉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求者と同様に被保険者として記録されている者のうち連絡先が判明した複数の者に照会を行ったものの、請求者の在籍時期等について具体的な証言を得ることはできず、請求者の請求期間における勤務実態等について確認することができない。

さらに、厚生省保険局長通知「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」(昭和26年7月3日付け保発第51号)により、連合国軍要員のうち、非軍事的業務に使用される者及びハウス等個人的に使用されるに至った者については、昭和26年7月1日以降は、政府の直営使用者としての身分を喪失することとなり、ハウス、ホテル等

のいわゆる家事使用人及びクラブ、宿舎施設、食堂、映画事業等に使用される者は、強制被保険者とならない取扱いとなつたところであり、A地区涉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、大半の被保険者が昭和 26 年 7 月 1 日に資格喪失していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。